

一般財団法人 北海道河川財団 随意契約見積心得

(目的)

第1条 随意契約を行う場合における見積その他の取り扱いについては、この心得の定めるところによるものとする。

(見積者の資格)

第2条 見積をしようとする者(以下の見積者」という。)は、当該随意契約について、見積依頼の通知を受けた者でなければならない。

(見積等)

第3条 見積者は、見積依頼書、仕様書、契約書案及び現場等を熟覧の上、見積しなければならない。この場合において、見積依頼書、仕様書及び契約書案等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

2 見積者は、見積書(様式第3号)を作成し、封かんの上、見積者の氏名(法人にあっては法人名)及び業務名を表記し、見積依頼書に示した日時(以下「見積日時」という。)までに専務理事等に持参提出しなければならない。

3 見積者は、見積書を一旦提出した後は、開封の前後を問わず見積書の引換、変更又は取消しをすることができない。

4 見積者は、代理人をして見積させるときは、その委任状を持参させなければならない。

(見積の辞退)

第4条 見積依頼の通知を受けた者は、見積提出の前日までに、いつでも見積を辞退することができる。

2 見積を辞退するときは、見積辞退届(様式第4号)を理事長等に直接持参し、又は郵送(見積提出日の前日までに到達するものに限る。)すること。

3 見積を辞退した者は、これを理由として以後の見積依頼等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(公正な見積の確保)

第5条 見積者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

(見積合せの取りやめ等)

第 6 条 見積者が不穩の行動をなす等の場合において、見積合せを公正に執行することができないと認められるときは、見積合せの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(無効の見積)

第 7 条 次の各号の一に該当する見積は、無効とする。

- (1)委任状を持参しない代理人のした見積
- (2)記名押印を欠く見積
- (3)金額を訂正した見積
- (4)誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である見積
- (5)その他見積に関する条件に違反した見積

(開封)

第 8 条 見積書の開封は、見積依頼書に示した場所及び日時に見積者を立ち会わせて行う。ただし、見積者が開封に立ち会わない場合は、見積者に代わって見積事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

(契約の相手方の決定)

第 9 条 見積を行った者が、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって見積した場合に契約の相手方とする。

(再度見積)

第 10 条 見積金額が予定価格の制限に達しないときは、直ちに再度の見積を行う。

(異議の申立)

第 11 条 見積者は、見積書提出後、この心得、見積依頼書、仕様書、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

様式第3号

令和 年 月 日

一般財団法人 北海道河川財団
理事長 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

代理人氏名

印

見 積 書

業務名

一般財団法人北海道河川財団随意契約見積心得を承諾の上、下記の通り見積します。

記

拾億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円

(作成上の注意)

- 1 見積金額を記入するときは、金額の頭部に¥を記入すること。

様式第4号

令和 年 月 日

一般財団法人 北海道河川財団
理事長 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

見 積 辞 退 届

業務名

上記について指名を受けましたが、

- ・ 都合により
- ・ 本業務の参加資格要件を満たさないため

見積を辞退します。